# 国の会計機関の使用する公印に関する規則 （昭和三十九年大蔵省令第二十二号）

#### 第一条（総則）

国の会計機関の使用する公印を制定する場合の公印の形式、寸法等に関しては、この省令の定めるところによる。

#### 第二条（定義）

この省令において、「国の会計機関」とは、次に掲げる機関をいう。

###### 一

会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第四条の二第三項に規定する歳入徴収官

###### 二

会計法第十三条第三項に規定する支出負担行為担当官

###### 三

会計法第十三条の三第四項に規定する支出負担行為認証官

###### 四

会計法第二十四条第四項に規定する支出官

###### 五

会計法第二十九条の二第三項に規定する契約担当官

###### 六

会計法第三十八条に規定する出納官吏

###### 七

会計法第四十条に規定する出納員

###### 八

物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）第八条第三項に規定する物品管理官

###### 九

物品管理法第九条第二項に規定する物品出納官

###### 十

物品管理法第十条第二項に規定する物品供用官

###### 十一

国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）第八条第二項に規定する国税収納命令官

###### 十二

国税収納金整理資金に関する法律第十一条第一項に規定する国税資金支払命令官

###### 十三

削除

###### 十四

特別調達資金設置令施行令（昭和二十六年政令第二百七十一号）第三条第二項に規定する資金会計官（以下「特別調達資金会計官」という。）

###### 十五

特別調達資金設置令施行令第三条第六項に規定する資金契約等担当官（以下「特別調達資金契約等担当官」という。）

###### 十六

特別調達資金設置令施行令第三条第六項に規定する資金出納命令官（以下「特別調達資金出納命令官」という。）

###### 十七

前各号（第三号、第七号、第十号、第十二号、第十三号、第十五号及び前号を除く。）に掲げる者の分任官

###### 十八

前各号（第七号及び第十四号を除く。）に掲げる者の代理官

###### 十九

政府所有有価証券取扱規程（大正十一年大蔵省令第七号）第十条又は政府保管有価証券取扱規程（大正十一年大蔵省令第八号）第三条に規定する取扱主任官（以下「有価証券取扱主任官」という。）

##### ２

この省令において、「公印」とは、国の会計機関が使用する次条、第四条及び第七条に規定する形式等を備えた印章で、その印影を押すことにより、当該会計機関が作成する文書が真正であることを認証することを目的とするものをいう。

#### 第三条（公印の形式）

公印は、方形の印面の周囲に一条の外側縁を附し、その内側に国の会計機関の名称及び当該会計機関の属する組織の名称又は当該会計機関の属する組織における職名（以下「会計機関等名」という。）を明りような字体をもつて浮き彫りにするものとする。

#### 第四条（公印の寸法）

公印は、次の表に掲げる区分の寸法によるものとする。

#### 第五条（公印の印材）

公印の印材には、容易に摩滅又は腐食しない硬質のものを使用しなければならない。

#### 第六条（代理官の公印）

国の会計機関の代理官の公印は、その代理される者の公印をもつて、その公印とするものとする。

#### 第六条の二（納入告知書等に使用する公印の形式の特例）

歳入徴収官及び分任歳入徴収官が、歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第百四十一号）第二十一条の三第一項本文の規定により納入告知書、納付書及び督促状を電子情報処理組織（同項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して作成し、発する場合における当該納入告知書、納付書及び督促状に使用する公印の形式については、第三条及び第七条の規定にかかわらず、財務大臣が別に定めるものとする。

#### 第七条（公印の形式等の特例）

各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条に規定する各省各庁の長をいう。）は、国の会計機関の使用する公印について、特に必要があると認める場合には、第三条から第六条までの規定にかかわらず、その特例を定めることができる。

#### 第八条（公印印影の印刷）

国の会計機関が作成する文書（小切手、国庫金振替書、支払指図書及び現金等の領収を証する書類を除く。）で、一定の字句及び内容のものを多数印刷する場合において、支障がないと認められるときは、その公印の印影を当該文書と同時に印刷して公印の押印にかえることができる。

#### 第九条（都道府県が国の会計事務を行う場合の準用）

この省令の規定は、会計法第四十八条及び物品管理法第十一条の規定により都道府県の知事又は知事の指定する職員が第二条第一項各号に掲げる者の事務を行う場合に準用する。

# 附　則

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令施行の際現に国の会計機関が使用している印章は、公印を新たに作成するまでそのまま使用することができる。

# 附　則（昭和四五年八月二五日大蔵省令第六二号）

この省令は、昭和四十五年十月一日から施行する。

# 附　則（昭和四六年一一月三〇日大蔵省令第八一号）

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の契約事務取扱規則第二十六条の規定は、昭和四十六年十月一日から適用する。

# 附　則（昭和六二年三月一四日大蔵省令第八号）

この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一二年三月二九日大蔵省令第二一号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一二年九月二九日大蔵省令第七五号）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

# 附　則（平成一五年三月三一日財務省令第四八号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一七年三月三〇日財務省令第二二号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、予算決算及び会計令等の一部を改正する政令の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

#### 第五条（証券をもつてする歳入納付に関する法律施行細則等の一部改正に伴う経過措置）

この省令の施行前に行ったこの省令の規定による改正前の各省令の規定による歳入の徴収及び支出に関する事務の取扱いについては、なお従前の例による。

#### 第七条（国の会計機関の使用する公印に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

この省令の施行前に第二十二条の規定による改正前の国の会計機関の使用する公印に関する規則附則第三項の規定により財務大臣が定めた公印の形式は、同条の規定による改正後の同令第六条の二の規定により財務大臣が定めたものとみなす。

# 附　則（平成一八年一一月二二日財務省令第七二号）

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。